

消費税法改正とともに水道料金等のお取扱いについて

このたびの消費税法の改正により、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が現行の8%から10%に引き上げられる予定となっています。これにともない、増税分を水道料金等へ転嫁させていただきます。

今回の改定は、水道料金等に乘じる消費税率の引き上げのみ行うものであり、料金本体価格の改定を行うものではありません。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○改定後の水道料金の算出方法

$$(\text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{メータ貸付料}) \times 100\text{分の}110 = \boxed{\text{改定料金}}$$

【例】家事用・メータ口径13mmで、1ヶ月に20m³使用した場合の料金

$$\{1,000\text{円} + 110\text{円} \times (20-10)\text{m}^3 + 100\text{円}\} \times 1.10 = 2,420\text{円}$$

家事用基本料金 1m³当たり超過料金 超過水量(使用水量-基本水量) メータ貸付料 消費税

○改定料金の適用開始時期

〈例〉令和元年9月30日以前から継続して使用している場合

令和元年10月	令和元年11月
<p>検針 →</p> <p>請求 【消費税8%】 納付書発送日10月25日頃 口座振替日 11月12日</p>	<p>検針 →</p> <p>請求 【消費税10%】 納付書発送日11月25日頃 口座振替日 12月12日</p>

◇問い合わせ 御坊市水道事務所 ☎0738-22-0942

不動産（宅地）を公売します!!

◇公売日時・場所

令和元年9月3日（火） 受付 午後1時00分～
公売保証金納付 受付 午後1時30分～2時10分
入札 午後2時00分～2時20分（事前に公売保証金の納付が必要）
和歌山県自治会館 3階304会議室（和歌山市茶屋ノ丁2-1）

◇公売財産（入札方式）

売却区分番号	公売財産（※地積等は不動産登記簿上の表示です）			公売保証金	見積価格
	種類	所在	地積等		
御坊30-1	宅地	和歌山県御坊市塩屋町北塩屋字峠	115.86m ²	480,000円	4,800,000円
	宅地	地内	115.87m ²		

◇問い合わせ 税務課 ☎0738-23-5504